

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

東北農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

関東農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る
係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内都県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

東海農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

近畿農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内府県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

中国四国農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

九州農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いに係る手続の取扱いについて

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条に規定する改正前の農地法施行令第 17 条（昭和 27 年政令第 445 号）に基づく公告（以下「公告」という。）開始後における財務省への引継ぎ又は買収前の所有者若しくはその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への売払いの手続について、当該事務の迅速な処理を図る観点から、下記により取扱うこととしたので、御了知の上、円滑かつ適正な事務を図られたい。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 財務省への引継ぎの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことを確認できた場合又は公告開始から 3 ヶ月を経過しても、旧所有者等全員の買受意向を確認できない場合にあっては、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに財務省への引継ぎの手続を進めること等について今般見直しを行った「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき手続を進めること。

2 旧所有者等への売払いの手続について

地方農政局等は、公告開始後、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受申込書の提出により、旧所有者等全員の買受意向を確認できた場合は、公告した日から起算して 6 ヶ月の経過を待たず、速やかに旧所有者等への売払いの手続を進めること。